平成２４年（フ）第４８０９号
東京都中央区豊海町２－１－1409
破産者　石川しず子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８１２号
東京都中央区銀座１丁目３番－３Ｇ１ビル７階123号
破産者　株式会社ＯＮＳＥＮ
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８１３号
大阪府富田林市喜志町３丁目５－２－504、住民票上の住所大阪府富田林市梅の里４丁目５－13
破産者　佐藤　　晃
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８１４号
大阪府富田林市喜志町３丁目５－２－504、住民票上の住所大阪府富田林市梅の里４丁目５－13
破産者　佐藤真由子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８３０号
東京都港区南青山７丁目11－９－202
破産者　内山　　廣
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８３６号
東京都墨田区墨田１丁目４番１－708号
破産者　株式会社チロル
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８３７号
東京都墨田区東向島１丁目23－13
破産者　中村　城太
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８３８号
東京都墨田区東向島５丁目29－６－101
破産者　中村　悌子
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８３９号
神奈川県厚木市中町４丁目12番５号　サツキプラザビル202
破産者　株式会社グレス
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８４０号
神奈川県相模原市緑区久保沢２丁目１－９ヴィラ竹林２－103
破産者　吉田　健一
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８４１号
神奈川県相模原市緑区久保沢２丁目１－９ヴィラ竹林２－103
破産者　吉田　　愛
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８８４号
東京都中央区日本橋本石町２丁目１番１号
破産者　セールスコミュニケーション株式会社
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８８７号
徳島県徳島市上八万町西山1039
破産者　株式会社インフュージョン
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８８８号
千葉県浦安市北栄１－７－13－307、住民票上の住所東京都台東区上野５丁目18－２　山口ビル３Ｆ
破産者　三好　賢治
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０４号
東京都中央区日本橋富沢町４番１号　ミズホビル６階
破産者　キャップス・パートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０５号
東京都江東区東雲１丁目９－31－1506
破産者　茂庭　唯裕
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０９号
東京都板橋区坂下１丁目29番７－512号　志村スカイハイツ
破産者　有限会社東京水道工業所
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１０号
東京都板橋区坂下１丁目３－１－202　第一志伊ビル
破産者　竹内　啓夫
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１１号
東京都板橋区坂下１丁目29－７－512
破産者　竹内　義勝
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１２号
東京都板橋区坂下１丁目29－７－512
破産者　竹内　玉枝
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９１５号
東京都荒川区西尾久２丁目14番16号
破産者　株式会社ワイ・シー・アール
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部